

[バイトル・バイトル NEXT・バイトル PRO・はたらこねっとご利用者限定 有期雇用者向け休業時の経済支援施策規約]

本規約は、ディップ株式会社（以下「ディップ」といいます）が実施する「バイトル・バイトル NEXT・バイトル PRO・はたらこねっとご利用者限定 有期雇用者向け休業時の経済支援施策」（以下「本施策」といいます）に申請いただく全ての方（以下「申請者」といいます）に適用されるものとします。

第1条（本施策への申請）

1. 申請者は、自らの意思によって本施策に申請するものとし、本規約の内容をすべて承認したものとみなします。
2. 本施策の申請開始日は2020年3月9日とし、終了予定日の1ヵ月前の告知をもって、本施策を終了いたします。本施策終了日を超えての申請は全て無効となります。

第2条（本施策）

1. 本施策では、以下の【支給条件】を全て満たした場合に、ディップは申請者に対して、バイトル・バイトル NEXT・バイトル PRO・はたらこねっとご利用者を対象とした有期雇用者向け休業時の経済支援を目的として休業時の経済支援金を支給します。なお、【支給条件】を満たすか否かは、申請いただいた後、ディップにより判断いたします。その結果、【支給条件】を満たさないと判断した場合は、経済支援金は支給されないことがあります。また、支給されない場合において、ディップは当該申請者に対しての補償はいたしかねます。

【支給条件】

- (1) 2017年3月1日以降に、バイトル・バイトル NEXT・バイトル PRO・はたらこねっとでWEB応募の実績があること
- (2) バイトル・バイトル NEXT・バイトル PRO・はたらこねっとから応募して採用された企業で就業していること、また入社して1ヶ月以上勤務実績があり、今後も継続して就業予定があること
- (3) 雇用形態がアルバイト・パート・契約社員・派遣社員などの有期雇用であること
- (4) 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に罹患したことがわかる診断書（複写）を提示できること
- (5) 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に罹患したことがわかる診断書（複写）に記載の診断日からさかのぼって、直前の7日間に勤務実績があること
- (6) 申請者自身が、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に罹患する以前から厚生労働省が推奨する感染予防対策を徹底していること
- (7) 勤務先が、感染予防対策を徹底していること
緊急事態宣言対象地域の場合、時短要請などに準拠して対応していること

(8) 直近 3 ヶ月間の収入が確認できる書類が提示できること (入社後 3 ヶ月未満の場合は、就業期間に応じて 1 ヶ月間または 2 ヶ月間の収入が確認できる書類)

(9) 「休業時の経済支援金支給」のための、申請者ご本人名義の振込先口座を提示できること

(10) 新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) 罹患によって休業したことに対する補償 (休業手当・休業支援金、労災による補償など) を勤務先企業や公的機関等から受け取る予定、受け取った場合は支援の対象外となります。

一時金、貸付などは上記対象外となる補償には含まれません。

勤務先の休業または時短営業によって支払われた補償 (手当) は、上記対象外となる補償には含まれません。

(11) 新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) に罹患から 7 日以内に申請が完了すること

ただし、症状が重く入院の必要があるなど期日までの申請が難しいとディップが判断する場合は、罹患から最大 30 日まで申請期限を延長いたします。

(12) ディップが勤務先企業に申請内容または【支給条件】の照会、確認を取ることにご同意いただき、当該内容の委任状を提出いただけること

(13) 別紙に定める誓約書の内容にご同意いただけること

(14) ディップの各サービス (バイトル・バイトル NEXT・バイトル PRO・はたらこねっ) 利用規約等を遵守していること

(15) ディップが経済支援金を支給することが相当と判断したこと

2 . 別紙に定める誓約内容に違反したことが明らかになった際は、本施策で受け取った支援金を返金していただくこととなります。

第 3 条 (経済支援金額)

ディップは、【支給条件】を満たした申請書に対して、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) への罹患による休業時の経済支援として、以下の算出方法により 10 万円を上限に半月分の収入相当額をお支払いいたします。なお、当該支援金額は、ディップの都合により変更することがあります。

【算出方法】

・直近 3 ヶ月間の収入実績 () を元に、平均月額収入 (原則額面) を算出し、さらにその半月分を算出

入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の方は、直近 1 ヶ月間の収入実績

入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の方は、直近 2 ヶ月間の収入実績

(例 1) 直近 3 ヶ月間の収入実績ありの場合

月額収入実績：1ヶ月前：10万円、2ヶ月前：12万円、3ヶ月前：8万円

平均月間収入：10万円

支給額：5万円

計算式： $(10万円+12万円+8万円) \div 3ヶ月 \div 2 = 5万円$

(例2)直近2ヶ月間の収入実績ありの場合

月額収入実績：1ヶ月前：18万円、2ヶ月前：31万円

平均月間収入：24.5万円

支給額：10万円 支給上限10万円のため

計算式： $(18万円+31万円) \div 2ヵ月 \div 2 = 12.25万円$ (支給上限超)

第4条(経済支援金支払日)

経済支援金支払は、ディップによる支援条件・提出書類の確認および経済支援金額の確定が完了した日の翌日までにお支払いします。万一、提出書類に不備があった場合、お支払いが遅れますので予めご了承ください。なお、当該支援金支払日は、ディップの都合により変更することがあります。

支払予定日が土日祝日の場合は、翌営業日が支払日となります。

第5条(提出書類)

1.申請者は、本施策に申請後、経済支援金の支給を受けるにあたり、ディップに対してディップが指定する方法により、以下の【提出書類】を提出する必要があります。提出書類をご提出いただけない場合には、経済支援金額をお支払いいたしかねます。また、ディップが提出書類の内容を確認する際、提出書類に不備や不明な点等があった際は、提出書類の再提出または原本を提出していただくことがあります。なお、ご提出いただいた提出書類は、経済支援金お支払い後、ディップが本施策遂行にあたり不要と判断した段階で速やかに削除いたしますので返却はできかねますので、予めご了承ください。

【提出書類】

・新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に罹患した証明ができる診断書(複写)

発行費用は申請者負担となります

・直近3ヶ月の給与明細(就業期間に応じた期間分)

給与明細がない場合は、給与支給額がわかるもの(通帳の明細など)

入社後3ヶ月未満の場合は、就業期間に応じて1ヶ月間または2ヶ月間

郵送される場合の費用は申請者負担となります

・委任状

2.ディップは、前項の提出書類の事実確認のため、申請者の雇用主(勤務先を含みます)に連絡する場合があります。

第6条（個人情報）

申請者は、ディップが本施策の実施および経済支援金の支給を目的として、自らの個人情報（要配慮個人情報を含み、以下「個人情報」といいます）を利用することを了承し、ディップ所定の書式に基づき自らの個人情報を提供します。また、ディップが本施策の実施および経済支援金の支給にあたり当該業務を第三者に委託する場合、自らの個人情報を当該第三者に開示することを了承します。

第7条（届出内容）

申請者が提供した提出書類（個人情報を含む）に誤りがあった場合や、申請者が提供した情報（個人情報を含む）に変更があった際のディップへの連絡の遅延または連絡をしなかった場合に、経済支援金の支給を受けることができません。その場合といえども、申請者はディップに何らの要求もできません。

第8条（禁止事項）

申請者は、次の行為をすることはできません。本条に違反したことが明らかになった際は、本施策で受け取った支援金を返金していただくこととなります。

- （1）虚偽の情報を登録し、または提供すること
- （2）本施策の運営の妨げとなる一切の行為
- （3）公序良俗に反する行為
- （4）法令に反する一切の行為
- （5）その他、ディップが不適切と判断する一切の行為

第9条（免責事項）

1. ディップは、支給条件を満たした申請者に対して、経済支援金を支給いたしますが、それ以外については何ら保証いたしません。
2. ディップは、本施策への申請によって申請者に発生する一切の損害に対し、ディップの故意または重過失をのぞいて、負担いたしません。

第10条（本施策の変更）

本施策の内容については、予告なく変更することがあります。

第11条（規約の変更）

ディップは、申請者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。その場合、ディップは、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、ディップが運営するウェブサイトに表示し、又はディップが定める方法により申請者に通知して申請者に周知します。変更後の

本規約は、ディップが定めた効力発生日から効力を生じるものとします。

第12条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

【本規約の制定・改訂】 2020年3月9日制定
2020年4月21日改訂
2020年5月7日改訂
2020年5月15日改訂
2020年9月14日改訂
2021年1月29日改訂
2021年5月19日改訂
2021年6月21日改訂

【改訂後の本規約の効力発生日】 2021年6月21日

[個人情報の取扱いについて]

ディップ株式会社は、本施策の申請フォームにおいて取得する個人情報を以下のとおり取扱います。

a)個人情報を取得する組織

ディップ株式会社

b)個人情報保護管理者の職名、所属及び連絡先

ディップ株式会社 取締役 CIO (最高情報責任者)

<https://www.dip-net.co.jp/contact/privacy>

c)個人情報の利用目的

取得した個人情報は、以下の目的で利用いたします。

- (1)本施策の実施
- (2)本人確認
- (3)提出書類の事実確認
- (4)経済支援金の支給

d)第三者への提供

ディップ株式会社は、申請者の同意を得ずに個人情報を第三者へ提供しません。

e)個人情報の取扱いの委託

個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。この際は、個人情報の取扱いに関する契約を締結し、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

f)本人からの開示要求など

個人情報の（ ）利用目的の通知、（ ）開示、（ ）訂正、追加又は削除、（ ）利用の停止、消去又は第三者への提供の停止、（ ）その他苦情などのご相談の必要がある場合、お問合せフォームにて（ ）～（ ）の請求の種別と請求内容をご相談の上、本人確認書類、返信用封筒、書留郵送料として 512 円分の切手を同封の上、個人情報の開示・訂正・削除等請求書をご送付ください。

（お問合せフォーム）

<https://www.dip-net.co.jp/contact/privacy>

（個人情報の開示・訂正・削除等請求書）

https://www.baitoru.com/about/privacy_invoice.pdf

（個人情報の開示・訂正・削除等請求書の送付先）

〒106-6231 東京都港区六本木 3-2-1 六本木グランドタワー31F ディップ株式会社 プライバシー事務局

FAX：03-5114-1182

（本人確認）

ディップは、個人情報の開示請求等の際、個人を識別できる情報（氏名、性別、年齢、住所、生年月日、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、職業、その他同一性の確認に必要な項目）により、ご本人または代理人であることを確認します。ただし、本人以外が個人を識別できる情報を入手し使用した場合、ディップは責任を負いません。

g)任意性

任意項目は、本フォームにおいて必須と記載していない項目です。任意項目をご入力いただかなかった場合、当社からのサービスを十分に提供できない場合があります。

h)容易に知覚できない個人情報の取得方法

本サービスを利用いただく際に Cookie 情報を取得します。

i)統計データ

ディップ株式会社は、個人を特定できないように加工した利用状況や統計データを作成し、当該情報について何ら制約なく利用することができることとします。なお、この場合の著作権はディップ株式会社に帰属します。